

国際セミナー

国際裁判管轄について —台湾における 涉外婚姻事件に関する事例より—

グローバル化に伴い、国境を越えた人の移動が増え、国際結婚も増加しています。それに伴い、離婚など様々な国際的な民事紛争も生じますが、裁判により紛争解決をする場合には、その国の裁判所が当該事案を裁判する権限がなければ受理してもらえません。

今回は、2012年に家事事件に関する新しい国際裁判管轄の規定が設けられた台湾のお話について台湾の東呉大学の何佳芳先生から解説していただきます。

貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。

コーディネーター 松永 詩乃美（熊本大学 法曹養成研究科 准教授）

何佳芳（か かほう） 助理教授

台湾の東呉大学法学部、台北大学大学院を経て、大阪大学大学院にて修士および博士の学位を取得後、東呉大学法学部にて現職。

日時： 2015年11月14日土曜日

10時～12時30分

会場： 熊本大学 黒髪北キャンパス
文法学部棟2階 共用会議室

熊本大学 研究推進ユニット 拠点担当

TEL: 096-342-3308

E-mail: k-kyoten@jimu.kumamoto-u.ac.jp